

外務省員による安全対策セミナー・講演の実施について (旅行業界)

外務省領事局

外務省職員によるセミナー・講演を希望される場合には、以下の点にご留意いただき、事前に内容を担当課室までご相談の上、「講師派遣依頼書」を担当者宛てにお送りください。

1. 講演の内容は、「外務省の取り組みと旅行者に求められる海外安全対策」等が基本となりますが、具体的なテーマをご希望の場合には、事前にご相談ください。
2. 講演実施のための聴講者数の目安は、50人以上とさせていただきます。
3. 講演の録音・録画及び聴講者以外への講演資料の無断でのコピー、転用はご遠慮ください。
4. パワーポイントなどの資料の事前送付が必要な場合、あらかじめ送付期限をお知らせください。なお、当省作成パワーポイントは、Windowsにて作成しておりますので、講演にて他OS搭載パソコンを使用する場合には、コンバートをお願いいたします。
5. 講演に対する謝礼は頂いておりませんが、東京駅から講演会場までの往復の交通費（列車乗車券、タクシー乗車運賃、航空券等）につきましては、ご負担いただきますようお願いいたします。ただし、東京近郊（最寄駅が東京駅から50km未満）の場合には交通費をご負担いただく必要はありません。
6. 講演時間により宿泊が必要となる場合には、宿泊費のご負担もお願いいたします。
7. 業務上の都合により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
8. その他、ご不明点に関しましては、以下の担当までお問い合わせください。

担 当：外務省 領事局 海外邦人安全課 総務班
ryouan@mofa.go.jp
〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1
TEL：03-3580-3311（内線 5142 / 5143）
03-5501-8160（直通）

(了)